

公用車運行管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）が、公用車の管理及び運行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 公用車 この法人が所有するすべての車両をいう。
- (2) 使用責任者 事務局長をいう。
- (3) 車両管理者
 - ア 福崎事業所公用車 福崎事業所所長
 - イ 市川事業所公用車 市川事業所所長
 - ウ 神河事業所公用車 神河事業所所長
 - エ 本部公用車 事務局長が指定した職員
- (4) 運転者 職務を遂行するため自動車の運転に従事する者をいう。

(運転者の指定)

第3条 公用車を運転しようとする者は、あらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

(運転者の義務)

第4条 運転者は、公用車の運転にあたつては、道交法などの関係法令を遵守し、常に安全運転につとめなければならない。

- 2 運転者は、乗務前に必ず運行前点検を行い、車両の安全を確認した後でなければ運行してはならない。又車両に異常を発見した時は使用責任者に報告し指示を受けなければならない。
- 3 運転者は、乗務中、車両に異常又は故障等を発見したときは直ちに修理を行い、その後でなければ運行してはならない。
- 4 運転者は、前項の異常又は修理等の状況について、直ちに使用責任者に報告しなければならない。

(車両管理者)

第5条 車両管理者は、別に定める公用車使用簿に所定の事項を記載し、毎月使用責任者に提出しなければならない。

- 2 休日等勤務時間外に緊急の用務で車両を使用するときは車両管理者にその旨申し出て、前項にならい使用させなければならない。

(使用責任者)

第6条 使用責任者は、車両の運転者に対しこれらの行為をすることを容認してはならない。

- (1) 無免許(無資格)運転
- (2) 酒酔い(酒気帯び)運転
- (3) 速度超過運転
- (4) 過労運転

2 使用責任者は、当該管理に係る車両について無断使用等がないよう各公用車の運行日誌の点検を隨時行い、充分な管理と指導を行わなければならない。

(事故発生時の処理)

第7条 運転者は、交通事故が発生した時は直ちに次の各号に定める処理を行わなければならない。

- (1) 負傷者の救護、警察への通報、道路における危険の防止などの応急措置を講ずること。
- (2) 使用責任者に遅滞なく報告して措置についての指示を受けること。使用責任者は運転者から事故報告を受けた時は車両管理者に報告するものとする。

(事故報告)

第8条 運転者は、事故発生の場合、事故の詳細を別紙により使用責任者を通じ車両管理者に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定められたもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月9日から施行する。